

平成 28 年度 第 2 回福生市子ども・子育て審議会会議録

日時：平成 28 年 9 月 30 日（金）

午後 2 時から

場所：福生市役所第 2 棟 4 階第 1 委員会室

1 開会

【事務局】本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

ただいまから、平成 28 年度第 2 回福生市子ども・子育て審議会を開催させていただきます。本日の会議は、お手元の次第に沿いまして進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

初めに、本日の資料のご確認をお願いいたします。事前配布資料といたしまして、資料 1 福生市子ども・子育て審議会条例、資料 2 福生市子ども・子育て審議会について、資料 3 平成 28 年度第 1 回子ども・子育て審議会会議録、次に差替え資料といたしまして、資料 4 平成 27 年度における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実績について、資料 5 子ども・子育て支援事業計画の見直しについて、続いて当日配布資料といたしまして、資料 6 福生市子ども・子育て審議会委員名簿、参考資料といたしまして、児童虐待防止マニュアル、要保護児童対応マニュアルを配布しております。お手元にご覧いただけますでしょうか、無いようでしたら事務局までお申し出ください。よろしいでしょうか？

2 委嘱状交付

【事務局】それでははじめに、福生市子ども・子育て審議会条例第 3 条第 2 項の規定に基づきまして、今回委員となられました 14 名の方々に、市長から委嘱状の交付をさせていただきます。任期につきましては、平成 31 年 8 月 20 日までとなりますので、よろしくお願い申し上げます。それでは、福生市長から委嘱状を交付いたします。お名前をお呼びいたしますので、自席にてご起立をお願いいたします。市長、お願いします。

（※市長が各委員の前に行き、委嘱状を交付）

3 市長挨拶

【事務局】続きまして、市長よりご挨拶をさせていただきます。

【市長】改めまして皆さんこんにちは。大変お忙しい中、この庁舎まで足をお運びいただきまして、誠にありがとうございます。そして、ただ今委嘱状をお渡しさせていただきましたが、今回の子ども・子育て審議会の委員を引き受けていただき誠にありがとうございました。この審議会に先立ちまして会長と意見交換をさせていただいたのですが、厳しい御意見もございまして、この審議会は福生市の子どもたちにとって大変重要なものになると改めて認識した次第でございます。第 1 回目の時にも御意見、御提案をいただきまして、それを「子育てするなら ふっさ」のキャッチフレーズのもと、いろいろな形で市民や子どもたちに対して出させていただきました、お陰様で前回の提言から保育料については、徹底して据え置いており、全国レベルでも低い方になっております。昨年ありました、共働き子育てしやすいまちランキングというものがございまして、その中でランキング第 2 位というありがたい評価もいただいております。これもひとえに市民の皆さまが子どものために考えていただいたという事が一番大切だと、私どもは思っております。福生市は平成 14 年をピークに当時は 62,500 人の人口があったのですが、現在は、59,000 人位となっております。全国的に人口は減ってきているところですが、活性化には人口をキープしていかなければいけないということで、全庁挙げて取り組んでいるところでございます。子育て世代の方が福生に住んでいただければ、自動的に人口もキープできると考えておりますので、そのための環境を整えていくことが

私どもの課せられた任務だと思っております。会長とお話をさせていただいたのですが、今までは保育あるいは学童といったことは、私どもの仕事で言うと市長部局の仕事という事でございました。それから教育関係の仕事は教育委員会の仕事となっております。これがはっきりと分かれていたのですが、ここで新たな総合会議が出来まして、私も教育委員会の会議に出席しております。そして予算立ての上では教育委員会の皆様の意見を聞きながら行っておりますので、今年の予算は昨年度と比較するとはるかに上回っております。そして市長部局の子ども家庭部と教育委員会がしっかりと連携し、保育あるいは幼稚園から教育へ情報提供しながら、自分たちの子どもは自分たちが責任を持って育てるという形を整えている最中のございます。ですから皆様方には様々な部分で御意見を出していただきながらお願いしたいと思っております。お蔭さまで27年度に病児保育を開設させていただきました。多分日本一安いと思われまふ。福生市民は千円で病気の際にお預かりをしております。市外の人でも2千円でお預かりしております。また28年度には学童クラブ及び保育園での待機児が解消いたしました。しかし整備しなければならないことは沢山あると思っております。それを先ほど会長と話をさせていただいたのですが、うまく情報発信をしながら、そして市内外を問わずPRを頑張るって行こうと思っております。これからは是非お力添えをよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

4 会長・副会長の選出

【事務局】 続きまして、会長・副会長の選出でございますが、福生市子ども・子育て審議会条例第5条では、審議会には会長、副会長を置くことになっております。会長は会議の議長になるわけでございますが、最初の会議については会長が決まるまでは市長が会議の議長となることになっております。ここで、会長、副会長を選出していただきますが、市長に議長をお願いいたしますのでよろしくお願いいたします。

【市長】 条例に従いまして、会長・副会長が決まるまでの間、私が議長の役を務めさせていただきます。

それでは、早速ですが、会長・副会長の選任についてでございますが、福生市子ども・子育て審議会条例第5条第2項により、委員の互選により定めるとされております。いかがいたしましょうか。

(※委員より挙手あり)

【委員】 会長は継続してお願いすることがいいと思います。よろしくお願いいたします。

【市長】 会長は継続してお願いすることがいいとのお話がございましたがよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

【市長】 それでは佐々委員よろしくお願いいたします。続きまして副会長はどなたがよろしいでしょうか。

(※委員より挙手あり)

【委員】 前任は校長先生でしたので、引き続き校長先生が適任だと思いますので推薦させていただきます。

【市長】 推薦がありました、よろしいでしょうか？

(異議なしの声あり)

【市長】 それではよろしくお願いいたします。みなさまから異議なしとのお声がございましたので、よろしく
お願いいたします。会長と副会長が決まりましたので、これをもちまして会長・副会長と席を交代させて
いただきます。こちらの席にお願いいたします。

5 会長・副会長挨拶

【事務局】 それでは会長より御挨拶をお願いいたします。

【会長】 前回は会長を引き受けさせていただきました。前回の委員の方々と「子ども・子育て支援事業計画」の策定に関して多くの貴重な御意見を頂き、それから行政の方々と検討して策定をしました。今回2期目となり、新たな委員の方々と進捗状況や新たな課題に対して検討し、福生市の現状を見ながら、気が付いたことを含めながらより良くしていく責務を担っていることがこの審議会だろうと思ひます。新たな委員

を迎え、新鮮な気持ちで進めていきたいと思っています。調整役という事でもあるかも知れませんがどうぞよろしくお願いいたします。先ほど市長がおっしゃった厳しい指摘とは、福生市の子育て支援は本当に丁寧に細かく、それぞれの部署の方の資料をいただきながら全体で検討して出させて頂いたものだと思っておりました。今私は東京の52自治体の子ども・子育て支援事業計画の比較検討をしています。福生市と武蔵村山市の審議会の会長をさせていただいて、そのどちらも丁寧に、とりわけ福生は「子育てするならふっさ」ということで一丸となって向かっている、そこで気が付かれたことを委員の方々も御意見をくださり、結果として小冊子になっているのですが、それは素晴らしいと思っていたのですが、ホームページから会議の情報開示をやっているらしいのですが、そのことが眺めてみると少し遠いと思いました。全体としては素晴らしいと思っているので、それを改めて見ながら検討させていただくことがこれからだろうと思っています。もっと知れ渡ればやってきたことがモデルとして見えてくるのではないかと思います。別のことですが私の義理の弟が長野県の上田市長をやっており、次世代育成支援行動計画について、細かいことまで入れ込んで、子育て支援のことについて見せてもらい、現場へも行って話を聞いたことがありました。今度の次世代育成支援行動計画のことに関しては結局13事業のところを何をするかと言うぐらいで、あとは何をするのだろう、公定価格が決まらないとできないという事を言っていた記憶があります。全体が次世代育成支援行動計画と繋がっていかないと見えてこない、そのため今後も上田市の状況を見ていこうと思っています。そのまちが住みやすくなるようにほんのちょっとしたことができたという事で言うと、福生はそうなんだと思いました。そういうものを大事にして策定したものを住んでいる方がどういうふうに関わりを感じ取られるのか、そういうことについて委員の方々のそれぞれの視点で御意見を頂くことで、組み合わせさせていくと、行政に受け止めていただき、それを私たちが見ていけばいいのかなと思います。平成31年の8月までとなりますがどうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。引続き副会長、ご挨拶をお願いいたします。

【副会長】 みなさんこんにちは。凄いいところに来てしまったと感じていまして、今身が引き締まる思いであります。私は平成23年度に福生市に赴任してまいりました。その時は福生第七小学校の副校長として参りまして、5年間第七小学校で副校長をして、今年度福生第二小学校にお世話になることになりました。現場を大事にしたいと思っていて、1秒でも長く子どもたちと同じ時間を共有したいと思っています。そこで、2学期から子どもたちと給食を一緒に食べながら子どもたちと会話をして、子どもたちの体温を感じるころから発信をして考えて、いろいろな教育施策を考えたいと思っています。自分の力が審議会に役立つように一生懸命やっていきたいと思っています。そして実は明日、福生市の一小から五小までの5校が運動会を予定しておりまして、今日は前日という事で準備に追われているところでございます。明日は雨の予報が出ていますので、早々と一小から五小まで全て日曜日に延期としたところでございます。そのため、途中退席させていただきますがどうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。これからの進行は佐々会長をお願いいたします。

6 委員自己紹介

(※各委員より自己紹介)

7 事務局紹介

(※事務局職員の紹介)

8 子ども・子育て審議会について

【佐々会長】 それでは引き続き議事を進めさせていただきます。次第の8子ども・子育て審議会について、事務局より説明をお願いいたします

【事務局】 それでは、次第8 福生市子ども・子育て審議会についてご説明申し上げます。委員を継続している方もいらっしゃると思いますが、新たな3年間の任期が始まりましたことから、改めてご説明をいたします。

最初に「福生市子ども・子育て審議会」設置の趣旨についてご説明させていただきます。資料1「福生市子ども・子育て審議会条例」と資料2の「福生市子ども・子育て審議会について」になります。「福生市子ども・子育て審議会について」といたしまして、福生市子ども・子育て施策の理念の概要を記載いたしました。また、この会議の位置付けについては地方自治法に根拠を置く市の附属機関で、各委員の皆さまは福生市非常勤の特別職職員となりますので、よろしくお願いいたします。

市の附属機関としての審議会になりますので、市長からの諮問に応じて条例に定める事項に関して調査審議し、答申又は意見を述べるとされております。また、国からの子ども・子育て会議の検討事項の概要を記載しております。この会議の審議事項につきましては、平成26年度に策定をいたしました、子ども・子育て支援事業計画の進捗状況や年度計画につきまして、専門的な立場、より市民に身近な立場から中立公平な審議を行う組織あり、市の附属機関として設置するものです。

これまでの子ども・子育て審議会での審議経過といたしましては、子ども・子育て支援事業計画策定に向け、平成25年度は4回、平成26年度は10回開催し、当市の子育て支援施策について御審議をいただきました。平成27年度と本年7月に開催した審議会では、子ども・子育て支援事業計画の年度目標や進捗状況の御審議をいただいたところでございます。

今後も引続き、皆様方より御意見を頂き、当市の子育て支援施策の充実に図っていく事となります。

以上で「福生市子ども・子育て審議会について」簡単ではございますが説明を終わります。

【会長】説明が終わりました。何かご質問がございましたらご発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。このような位置付けで進めていくという事ですのでよろしくお願いいたします。

9 議題

(1) 平成28年度第1回子ども・子育て審議会会議録について

【事務局】 それでは、議題(1)平成28年度第1回子ども・子育て審議会会議録について説明をいたします。

こちらは前回、平成28年7月22日に開催した審議会の議事録になります。ホームページに掲載することになりますが、委員の皆様のお名前は伏せて公開することになりますのでよろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。何か御質問はございますか。他に無ければ次の議題に移ります。

(2) 「平成27年度における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実績について」

(3) 「子ども・子育て支援事業計画について」

【会長】 続きまして、議題(2)「平成27年度における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実績について」と議題(3)「子ども・子育て支援事業計画について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

【事務局】 私からは議題(2)平成27年度における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実績についてと議題(3)子ども子育て支援事業計画の見直しについてでございます。恐れ入ります、まず資料の訂正、差し替えでございます。事前にお配りさせていた資料のうち、資料4、1ページ、2ページ教育、保育のところと4ページ、幼稚園における一時預かり、7ページの年度の表記が間違えておりましたので、資料ごと差し替えさせていただきたいと存じます。申し訳ございません。

本日の議題の説明の前に新しい委員もいらっしゃいますので、まず、委員の皆様は策定にご尽力いただきました、「福生市子ども・子育て支援事業計画」についてご説明いたします。この計画は子ども・子育て支援新制度の開始にあたって、全国の市町村が地域の子育て家庭の状況や、子育て支援へのニーズをしっかりと把握し、様々な施設、事業などの支援メニューの中から、地域のニーズに見合ったものを計画的に

整備、実施していくために、新制度開始の平成 27 年から 5 年間で計画期間として作られたものです。そして、この計画の内容ですが、大きく 2 つの柱に分けられます。

1 つは、この計画の前に作られ平成 22 年度から平成 26 年度までを計画期間としていた「次世代育成支援行動計画（後期計画）」を引き継ぐ部分で、主に 63 ページからになります。子育て支援施策の推進にあたり、基本目標、施策の方向ごとに様々な事業と方向性を示した部分です。この冊子では 5 年間の方向性を示してありまして、この審議会では年度毎に事業の目標を定め、また年度が終わりましたら、目標に対し、どのくらい達成したのかを点検、評価していただきます。前回の 7 月 22 日の第 1 回の審議会では、平成 27 年度の各事業の進捗状況について、A 評価とか、B 評価とか評価していただいたところで

す。

計画のもう 1 つの柱は、主に 103 ページからの内容になりますが、各年度の教育保育の量の見込み並びに提供体制の確保、わかりやすく言いますと、幼稚園、保育園のニーズの見込みと、それに対してどのくらいの定員を用意するのかの計画です。本日はこの計画の中のこの部分について資料 4 として抜き出してお配りしております。

幼稚園、保育園以外での子ども・子育て支援新制度では、保育園の延長保育、学童クラブ事業、幼稚園やファミリー・サポート・センターにおける一時預かり事業などの事業は「地域子ども・子育て支援事業」として市町村が子ども・子育て支援事業計画に従って実施、充実させていく事業と位置付けられました。そして、福生市子ども・子育て支援事業計画では平成 25 年に市民に実施した、就学前児の保護者 1,200 人、小学生の保護者 600 人に対して行ったアンケートと人口推計を基に、平成 27 年度から 31 年度までの幼稚園、保育園と地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の推計値を算出し、どのように確保するのかを定員を確保するのかを記載したのが資料 4 です。

そして本日の議題ですが、この計画の冊子に載った 27 年度の計画の値と、実際どれくらいのニーズがあったか、計画の値と実績の値についてどれくらい差があったのかを御報告するとともに、合わせてこの計画の変更の必要があるかどうかをお諮りするものでございます。なぜ、まだ 1 年を過ぎたところで、計画の変更の必要があるのかないのかをお諮りするののかという点ですが、計画は 31 年までの 5 年間で来年度 29 年度が中間の年となり、国の示した指針でも計画期間の中間年を目安として見直しを行うこととしています。市の内部的な手続きを申しますと、来年度の予算や事業の計画は、ちょうど今策定をしているところございまして、来年度見直すとしたら、場合によってはアンケート調査を行ったり人口推計を出したりといろいろと予算を含めた準備が必要でございますので、このタイミングでお諮りするところです。

では資料の 4、1 ページからご説明いたします。お手元の今日の差し替え資料 4 をお願いします。まず 1 ページですが、上の表は教育・保育の提供体制として、計画に記載した 27 年度の保育園と幼稚園のニーズ量とニーズをどのくらい、どのように受け止めるのか、提供量と確保方策を示しております。下の表は計画期間の最初の年になります 27 年度の実績の値です。表の説明をいたしますと、年度の下に記載されております、1、2、3 号とあるのは、1 号は保育の必要のない 3 歳以上子どもで、幼稚園や認定こども園に入園希望の子どもについて、2 号は保護者が就労等で保育の必要がある 3 歳以上の子どもで、そのうちの教育希望が強いとあるのは、アンケートの結果、保育の必要があるが幼稚園や認定こども園などの教育施設に入園を希望する子どものことで、左記以外とは、保育園に入園した子どもになります。3 号は 0、1、2 歳で保育が必要な子どもについてとなります。この表で、ニーズ量は実際の申込者数、その下の提供量は保育園の定員などで、ニーズに対しどのくらい定員を用意するのかでございます。幼稚園のところですが、上の表、幼稚園のところ、1 号のところ、提供量、463 人となっておりますが、福生市の幼稚園 4 園あわせると定員は 1,016 人と入園している子どもの数と大きく開きがあるので、また市外の子もおりますので定員に対するの比較ができないため、1 号のところは幼稚園に入った子の数にしています。

内容について説明いたします。下段の平成 27 年度の実績を御覧ください。1 号の子どもにつきまして

は、434人のニーズに対して市内の幼稚園で364人の受け入れをしました。残り70人は市外の幼稚園で受け入れを図っています。2号保育園につきましても、792人の申込みに対しまして825人分の定員です。一番下33人定員の余裕があるということです。3号の1・2歳につきましても、461人申込みに対して、定員は409人で、定員通りですと52人の待機児が発生しますが、法律の範囲内で定員以上の受け入れを図るなどして、欄外でございますが6名の待機児が発生してしまいました。欄外の保留児というのは、特定の園を希望している方は待機児にはカウントせず保留児という定義でくくっています。3号の0歳につきましても、114名の申込み定員125人の定員、11人の余裕がございます。福生市では特定の保育園を希望している方で入園できなかった方は待機児ではなく、保留児というカウントをしております。実際下の方にありますが、27年度で言いますと、待機児は6人おりました。1・2歳児で5人、3歳以上で1人ということでした。実際は定員を上回って受け入れている保育園もあります。定員を4月の時点で下回っている園もありますので、表の差引に待機児の数が出るわけではありません。待機児の数を言うと27年度は6人でした。続いて次のページの28年度の実績を御覧ください。これは今年度の4月の実績でございますが、1号については395人、2号につきましても765人、1,2歳の477人、0歳の141人のニーズで、1,2歳のところが定員以上のニーズがあることがわかります。このうちの10人に定期利用保育に入っていただきました。今年度につきましても定員の弾力などによりまして、全員入園ができ、待機児はございませんでした。以上が教育・保育の部分でございます。引続き3ページ以降の説明を森田よりさせていただきます。

【事務局】引き続き説明をさせていただきます。3ページをお願いいたします。このページ以降につきましては、地域子ども・子育て支援事業の計画値と実績値を掲載したものとなります。なお、提供体制が計画値となります。また、実績がマイナスになっている箇所が不足となっているということになります。マイナスでなければ不足ではないという事でございます。(1)の時間外保育事業、延長保育事業でございますが、322人の提供体制に対して、827人の実績となっておりますが、実施箇所数が1箇所増えたことなどによりまして、過不足は0となっております。続いて(2)の学童クラブ事業でございます。平成27年度につきましても、実績値が558人で、ニーズ量は130人分少なかった状況でございますが、一部の学童クラブに入所申込みの偏りがあったため、実際の平成27年度入所者は529人で、558人の内の29人は入所保留児となってしまいました。平成28年度につきましても、638人のニーズがございました。28年度も27年度同様、一部の学童クラブに入所申込みが偏っている状況でございますが、育成室の増設や、運営の工夫により、全員が入所できたため、実績値の過不足は0となっております。続いて4ページをお願いいたします。(3)の子育て短期支援事業でございますが、提供体制170人に対して32人の実績と138人分少ない状況でございました。次に(4)地域子育て支援拠点事業でございます。提供体制2,944人に対して、8,383人の実績で大きな差がありますが、全員が事業に参加できたため、過不足は0となっております。続いて(5)幼稚園における一時預かり事業でございます。これは、在園児の預かり事業となります。この事業も提供体制と実績値の差はございますが、過不足は0となっております。続いて5ページをお願いいたします。(6)保育所、ファミリー・サポート・センターにおける一時預かり事業でございます。なお、実績値につきましても保育所のみの数値となっております。提供体制が7,510人に対しまして、実績は504人と、7,006人少ない状況でございました。続いて(7)病児保育事業でございます。この事業も提供体制に対して少ない実績でございました。提供量1,831人に対して、実績が719人、差引1,112人少ない状況でございました。続いて(8)のファミリー・サポート・センター事業でございますが、この事業も303人の提供体制に対して、124人実績と179人の差がございました。がこちらも過不足は0となっております。続いて6ページの(9)利用者支援事業でございます。こちらにつきましても提供体制と実績の差はございませんでした。続いて(10)妊産婦健康診査でございます。こちらにつきましても、提供体制と実績に大きな差はございませんでした。次に(11)乳児家庭全戸訪問事業でございます。

提供体制 453 件に対し実績が 399 件で、54 件の差がございました。最後に (12) 養育支援訪問事業でございませぬ。こちらも提供体制と実績に大きな差はございませぬでした。以上で、平成 27 年度における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実績についてのご説明を終わります。

【事務局】 それでは、引き続き議題 (3) 子ども・子育て支援事業計画の見直しについて引き続き説明させていただきます。恐れ入ります、資料 5 をご覧ください。1 の概要ですが、先ほど説明いたしましたように、必要があれば平成 29 年度、中間年を目安に見直しを行うとされています。また、資料にはお示ししていませんが、なぜ見直しが必要なのかと申しますと、子ども・子育て支援新制度では計画においてニーズの見込みに対し、提供量が不足している場合で事業者が保育事業に手を挙げた場合は認可しなければならないしくみです。つまり、この計画の表が都道府県や、市町村の保育園や幼稚園の需給調整の根拠となるもの、この計画によってあとどのくらい保育園を作ったらいいのかといった目安になるものですので、検討が必要なのわけですね。続きまして、資料 5 の 2、現在の状況ですね。先ほど説明させていただきましたが、計画のニーズ量と実績に大きなかい離がある事業もございませぬですが、平成 29 年度以降の計画を書き換える不足等はなかったと考えます。また、たとえば 1 ページ、27 年度 1 教育・保育の提供体制の確保及びその実績で、見込と実績を比較しますと人口が 2,508 人に対して、実績が 2,538 人、1 号の見込み値が 463 人に対して実績が 434 人、2 号、3 号の見込みが 1,371 人に対して 1,367 人、28 年度も同様に大きなかい離はありません。これがあまりに大きくずれていたとしたら、先ほど需給調整の根拠となるとお話ししましたが、保育園をあと 1 つつくればいいのか、あと 2 つつくればいいのか、判断の材料ですので、改めて、ニーズ調査を行い数字を変更すべきですが、計画と実績はそれほどかい離していませんので、福生市の計画を書き換える必要はないと考えます。資料 5 の 3 は計画のニーズ量見込みと実績値が大きくかい離した地域子育て支援事業についてですがこの事業の目的と内容は子育て親子の交流の場、相談援助、情報提供を行う地域子育て支援拠点事業は「子育てひろば事業」とも言われ、市内では児童館 3 か所、認可保育園 2 園で実施しているもので、地域での子育て親子の交流を促進、子育ての不安の解消、健全育成を支援しています。ニーズの推計 2,944 人に対し 8,383 人と 5,439 人上回りました。これは児童館において、保護者アンケートから幼児事業の回数を増やすなどの充実を図ったことによるものと思われませぬ。今後ですが今年度 7 月には子ども家庭支援センターのある子ども応援館でもひろば事業を開始したところですね。計画では今後のニーズ量は 28 年度 3,006 人から 31 年度 2,694 人となっていますが、これを上回るニーズがあったとしても市内 6 か所で受け入れは図られるものと考えられませぬ。最後に計画の見直しですが、事務局といたしましては、数字の書き換え等の計画の見直しの必要はないのではと考え、引き続き計画としては、この冊子の内容どおりでいくことを提案いたします。説明以上でございませぬ。

【会長】 説明が終わりました。何かご質問がございましたらご発言をお願いいたします。資料 4 の実績値のところ、3 号認定の 1・2 歳のところで、育児休業を取られる方は 1 歳児、産休明けから復帰する人は 0 歳児保育に入りますが、育児休業は 1 年から 3 年取れることですが、1 歳と 2 歳では、1 歳児が入れないという事が多いですが、ここでは 1・2 歳児が一緒になっている数値となっています。この表のつくりとしては問題ないと思われませぬが、福生の場合、1 歳と 2 歳の違いはどのようになっているのですか。

【事務局】 27 年度の待機児のうち 5 人が 1 歳児、28 年度は待機児は 0 人でしたね。1 歳児の保育園の割合が高いという状況で、0 歳児、2 歳児ほうが定員が埋まるのが遅い状況ですね。表では一緒になっていますが、福生市も他市と同様、1 歳児が多い。傾向としては、1 歳になると保育園の入園が難しくなるというロコミが広がっているようで、今年度の状況として、0 歳児の定員が埋まるのが早かったですね。保護者同士で早い方がいいという話が広がったのかもしれない。

【会長】 保護者の方の勤務先の状況によって、経済状況などによって 0 歳から入園させないと難しいという事や、育児休業を 1 年もらって、保育園に入れなかったら 2 年にするという事によっても違うと思われませぬ。保護者の方々の情報は、今 SNS などによって知っていることは確かですね。実際に入園できるかできない

かの情報はあまり出てきません。入園できなかった場合の相談活動はあると思いますが、入園できないという事を保護者に対してどのように連絡するのですか。

【事務局】特定の保育園を希望している場合、入園の可能性は低くなります。そのため、保護者に対して希望の園を増やすことはできないかと案内をしています。表に数値はありませんが、表にある認可外施設、福生市には認可外施設はありませんが、東京都の認証保育所などの認可外施設が市外にございます。こういったところに空きがある場合があります。福生の場合、認可外施設に通った時、補助制度として所得に応じた保育料となるようにしております。こういったことから、認可外施設も案内をしているところです。

【会長】学童クラブの関係で、入れなかった方はどうしてもそのクラブへ行きたいという事ですが、学童クラブの中の保護者の方から言うと質という事になると思いますが、片方が良くてもう一方はそうでもない、また距離という事あるかも知れません。入れなかった方は1年我慢するという事でよろしいでしょうか。

【事務局】28年度は事業者の努力により全員の受入れをしていただいたところでございます。27年度については29人が入れなかった状況でした。その方々の保護者に対して定員に空きがある学童クラブを案内しております。しかし実際、学校からの近さ、友達の関係などにより、学校から近い学童クラブを希望しています。また、学校内に「ふっさっ子の広場」という、子どもの居場所事業を行っていることから、放課後はそこへ通っていて、結果的に1年間学童クラブへ入所できなかった方もございました。

【会長】ファミリー・サポート・センターにおける一時預かりについて、保育所の一時的預かりは分かりますが、ファミリー・サポート・センターにおける一時預かりと、(8)のファミリー・サポート・センター事業との違いはどのようなことですか。

【事務局】(8)のファミリー・サポート・センター事業は一時的預かりを含めた援助活動となっています。提供会員が預かることも含まれています。計画では保育所とファミリー・サポート・センターの一時的預かりということでひとくくりになっておりますので、このような表記になっております。今回の資料の出し方といたしましては、5ページの(6)の表は保育園の一時的預かりのみで、ファミリー・サポート・センターで提供会員が子どもを預かった場合は(8)のファミリー・サポート・センター事業に入っております。

【会長】ファミリー・サポート・センターについて国が求めているのは小学生の預かりですが、実際のところはどうか。この資料には出てきませんが、小学生のニーズがどれくらいあるかが資料にはありませんが知っておいたほうが良いと思います。保護者が困っているということもあるので、小学生のニーズを資料にはなくても確認しておく必要があるのでは、そのことについてどのようになっていますか。福生の場合、ファミリー・サポート・センターの対象は0から12歳までだと思います。国が求めているのは、ファミリー・サポート・センター事業は対象を小学生としています。そのためずれが生じてしまうのではないかと思います。

【事務局】小学生と幼児を分けたものは持っていません。今後、実績を審議会で報告する際に小学生と幼児を分けて報告したいと思います。

【会長】なぜかという、幼稚園の預かり保育は在園時のみですね、国では地域に開かれた形にしてほしいということになると、ファミリー・サポート・センターの幼児の利用との関係ともつながると思います。保護者が子どもを一時的に預ける場所としてどれだけあるかということになると思います。幼稚園の預かり保育は在園時のみだと費用が大分違うと思います。ファミリー・サポート・センターの場合、1時間当たり700円だと思います。費用のことからも保護者は悩ましいと思います。また、安全でかつ費用もかからないところで預かってもらえれば良いと思いますので、資料もあるといいと思いました。よろしくお願いたします。その他お気づきのことはありますか。大丈夫でしょうか。計画を見直すということではなく、計画の数値で不足が出ていないということはあるかと思います。

【委員】待機児については、定員に対して入れなかった子どもということで分かっているのですが、保留児とは、市が空きのある保育園を勧めても行かない子どもということでよろしいのでしょうか。

【事務局】実際に空きがある保育園はあるが、特定の保育園しか希望しない子どもです。

【委員】27年度を例にすると、待機児は6人、保留児は7人になっているということですが、その親は働く予定で保育園に入れたいということだと思いますが、入れなかったために働けなかったかどうかということについて調べてはいますか。

【事務局】調査をしたことはありません。保育園に通っていないので、誰かに協力してもらっているのか、それと福生市は定員が他市と比較すると多いほうなので、共働きの方の子が待機児にはなっていません。共働きの方は優先度が高いので保育園に入れていきます。待機児となっているのは親のどちらかが求職中となっている方で、求職中の方は優先度が低くなってしまったため、待機となっています。27年度の内訳を確認しますとほとんどが求職中で、働いていないので保育園に入れなくとも何とかなっているということになります。

【委員】実際にそこまで確認しているのであれば、待機児のところに別掲で待機となったために仕事をあきらめなければならなかったという数値を載せていただきたいと思います。

【事務局】今後検討したいと思います。

【会長】難しいことだと思いますが、ブログなどで入れなかったということがあったりします。点数付けをして順位を決めて、入園の決定をしますが、共働き家庭は全員入園できている。一方で求職中の場合は入園が難しいということがあります。その方たちはいつ入園できるのかということ、1年の間で途中で入所できるということがあるかどうかということによると思います。空きのある保育園についてはホームページなどで確認ができます。子どもの年齢を見たときにいつも空きがないという年齢もあります。そのような方たちには相談を受けることや情報提供など、保護者に届くような何かがあったほうが良いと思います。求職中といっても、何時間働くつもりかということでも違うかもしれません。確実に預けられるということを保護者は求めていると思います。そういう情報があったほうが良いと思いますし、保護者へ届く良いと思います。よろしくお願いします。何か他にございますか、大丈夫でしょうか。

(4) その他

【会長】続きまして、議題(4)その他について、何かございますか。

【事務局】本日、参考資料として配布をいたしました、児童虐待防止マニュアルと要保護児童対応マニュアルについて説明をいたします。私共は子ども家庭支援センターを運営しておりますが、育児支援を行う機関の一つで、地域住民の方々の最も身近な、子どもと家庭の相談窓口として関係機関と連携を図りながら、支援や保護が必要な子どもとその家庭に対する問題の対処を行っております。子どもを取り巻く環境は少子高齢化や核家族化、不安定な雇用情勢などによって大きく変化しております。様々な課題を抱えながら孤立する家庭が増えています。その中で、子どもにとって不適切な養育となっている家庭も少なくないという状況でございます。福生市におきましても平成27年度の実績になりますが、児童虐待などの養護相談や育成相談、これを合わせると年間で約8,000件を超える相談に対応しております。そのような中でマニュアルを作っています。まず始めに児童虐待防止マニュアルでございます。平成26年3月に改訂をしたものでございまして、現在このマニュアルに従いまして児童虐待事案等に対応しているところでございます。東京都の立川児童相談所や西多摩保健所をはじめ、市内各小中学校、保育園、幼稚園、医師会、歯科医師会、民生・児童委員、保護士会など子どもに関係する多くの関係機関にこの資料を配布して、情報の共有を図るとともに、児童虐待防止に関して共に対処しております。資料の内容といたしましては、児童虐待事案が発生した時の基本的な対応やその家庭との関わり方、また事案を見逃さないためのポイントなどを記載しております。次に要保護児童対応マニュアルでございます。こちらも同じく平成26年3月に妊娠から出産期の支援、育児における支援、保育園・幼稚園での支援、義務教育における支援、こういった縦のつながりによって切れ目なく関係機関が連携して支援を必要としている家庭への対処に関する

る基本的事項をまとめたものでございます。要保護児童対応マニュアルにつきましては、児童虐待防止マニュアル同様、立川児童相談所や西多摩保健所をはじめ、子どもが関係する組織・機関が集まって、要保護児童に関する情報交換や支援を行っていくための協議の場として要保護児童地域協議会を組織し、その中で共通認識として資料を活用し、協議を進めている状況でございます。資料の詳細につきましては時間の関係もありますので省略とさせていただきますので、後程ご覧いただければと存じます。説明は以上となります。

【会長】ありがとうございました。あとはそれぞれのところで働いている方々がこの内容をきっちりにとらえて実践していくことだと思います。何か質問はございますか。

【委員】よろしいでしょうか。児童虐待防止マニュアルを拝見しているのですが、プロセスの図がいろいろありますが、例えば 11 ページ、一番太い矢印が福生市の子ども家庭支援センターと書いてありますので、最初の第一報はどこへつないだらいいのか、窓口がたくさんあると分かりづらいので、どこにつなげばいいのか分からなくなってしまいます。暴力を振るわれている場合は警察になると思いますが、明らかに虐待と分かることは少なく、虐待かもしれない、ひょっとしたらという段階で相談ができるとありがたいと思います。その場合は、子ども家庭支援センターへ連絡すればよろしいのでしょうか。

【事務局】まず子ども家庭支援センターへ連絡をしていただきまして、事案の状況にもよりますが、情報提供から始まり、虐待通告という形でご連絡をいただいております。そのため疑わしいことがありましたら、子ども家庭支援センターまでご一報をお願いいたします。そのうえで、対応できればご対応し、できなければ、保育園・幼稚園と子ども家庭支援センターで立川児童相談所、西多摩保健所などの関係する機関と連携を図りながら問題解決のため対応をしていきます。まずは第一報を子ども家庭支援センターまでお願いいたします。

【会長】何かご質問などございますか。特に無いようですので、そのほかにありますか。

【事務局】今後の審議会の開催予定につきまして、報告させていただきます。次回の審議会は平成 29 年 2 月若しくは 3 月に開催を予定しております。開催日程等が決定次第、御連絡をいたしますのでよろしく願いいたします。

【会長】ご質問ございますか。他になければ質疑を終了します。

10 閉会

【会長】他にないようでしたら、これで本日の会議はすべて終了いたしました。以上をもちまして、平成 28 年度第 2 回子ども・子育て審議会を閉会いたします。ありがとうございました。